

改正

平成一四年五月二九日規則第八三号

平成一五年十一月一四日規則第一二二号

平成二一年一〇月三〇日規則第八三号

平成二五年三月二九日規則第一一号

平成二六年三月二七日規則第二九号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(特定保管物)

第二条の二 条例第十一条の二の多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるものは、使用され、その後利用されないまま保管されているゴムタイヤとする。

(多量保管の届出)

第二条の三 条例第十一条の二の規定による届出は、別記様式第一号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 保管場所の付近の見取図

二 保管場所の平面図

三 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し

2 条例第十一条の二ただし書の規則で定める面積は、百平方メートルとする。

3 条例第十一条の二ただし書の規則で定めるものは、処理業者のうち、その事業の範囲に廃プラスチック類が含まれているものとする。

4 条例第十一条の二第六号の規則で定める事項は、特定保管物の保管を終了する予定年月日とする。

(変更等の届出)

第二条の四 条例第十一条の三の規定による届出の様式は、別記様式第一号の二のとおりとする。

(保管場所の表示)

第二条の五 条例第十一条の四第一号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保管する特定保管物の種類
- 二 保管者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び連絡先

2 条例第十一条の四第一号の標識は、別記様式第一号の三のとおりとする。

(土地所有者等の届出)

第二条の六 条例第十一条の五の規定による届出は、別記様式第一号の四に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 保管場所の付近の見取図
- 二 保管場所の平面図

2 条例第十一条の五第三号の規則で定める事項は、保管される特定保管物の種類及び量とする。

(産業廃棄物処理計画書の作成等)

第三条 条例第十七条第一項に規定する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者は、事業場ごとに、これを作成し、及び選任しなければならない。ただし、臨時に事業場を設ける場合その他事業場ごとに作成し、及び選任することが適当でない場合は、当該事業場を管理する支店、営業所等ごとに作成し、及び選任することができる。

2 産業廃棄物処理計画書は五年ごとに作成するものとし、産業廃棄物に関する事項で次に掲げるものを規定するものとする。

- 一 管理体制に関する事項
- 二 発生量及び処理量の見込み
- 三 減量に関する事項
- 四 処理方法に関する事項
- 五 処理施設の整備に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、減量及び処理に関し必要な事項

(産業廃棄物管理責任者の職務)

第四条 条例第十七条第一項の規定により規則で定める産業廃棄物管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理計画書の調製に関すること。

- 二 当該事業場から排出される産業廃棄物の状況を常に把握すること。
- 三 産業廃棄物処理計画書に従い、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正な処理を推進すること。

(産業廃棄物処理計画書の作成等を要しない事業者)

第五条 条例第十七条第一項ただし書の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q一四〇〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき、当該事業場を有する事業者
- 二 その事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構（平成二十二年十二月二日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。）による認証を受けている事業者

(産業廃棄物処理計画書を作成する団体)

第六条 条例第十七条第二項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書を作成することができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- 一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体
- 二 前号に掲げるもののほか、所属する事業者のために事業を行う団体であって知事が適当と認めるもの

(産業廃棄物処理計画書等の提出を要する事業者)

第七条 条例第十七条第三項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を提出しなければならない産業廃棄物排出事業者は、次に掲げる事業者（前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が千トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場につき、当該事業場を設置している事業者を除く。）とする。

- 一 製造業を営む事業者であって従業員の数が二十人以上の事業場を県内に有するもの
- 二 建設業を営む事業者であって、県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内の完成工事高が十億円以上であるもの
- 三 医療法（昭和三十二年法律第百二十五号）第一条の五第一項に規定する病院の開設者

四 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除き、従業員数が十人以上のものに限る。）を営む者

五 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物を多量に排出する事業場を県内に有する事業者その他の事業者であって、県内産業廃棄物の減量及び適正処理の推進のために知事が必要と認めるもの

（産業廃棄物処理計画書等の提出等）

第八条 条例第十七条第三項に規定する産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を作成した日から九十日以内に、同項の規定による変更に係る産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を変更した日から三十日以内に、別記様式第一号の五により行わなければならない。

2 条例第十七条第三項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した者は、当該産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容を、各年度ごとに、翌年度の六月三十日までに、別記様式第二号により知事に報告しなければならない。

3 条例第十七条第三項に規定する産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から三十日以内に、別記様式第三号により行わなければならない。

（県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法）

第九条 条例第十八条第一項の規定により規則で定めることとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に掲げる方法により行う。

一 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

二 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

（公表の方法）

第十条 条例第十九条第二項の規定による公表は、岐阜県公報への登載その他知事が適当と認める方法によりこれを行う。

（県外産業廃棄物の県内搬入の届出）

第十一条 条例第二十条第一項に規定する県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 搬入しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 排出事業場の名称、業種及び所在地
 - 三 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び数量
 - 四 搬入予定期間（一年以内に限る。）
 - 五 現在の処理方法及び県内に搬入しようとする理由
 - 六 収集運搬業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 七 収集運搬業者の許可番号及び許可の年月日
 - 八 搬入しようとする処理施設の所在地
 - 九 処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 十 処分業者の許可番号及び許可の年月日
- 2 条例第二十条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第四号のとおりとする。
 - 3 前項の届出は、搬入予定期間の初日の三十日前までに行うものとする。

（小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出）

第十二条 条例第二十一条第一項及び第二項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置又は使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 設置の場所
 - 三 種類
 - 四 処理する産業廃棄物の種類
 - 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - 六 処理方式及び処理能力
 - 七 位置、構造設備その他の施設に関する計画
 - 八 維持管理に関する計画
 - 九 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
 - 十 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法
 - 十一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 2 条例第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の様式は、別記様式第五号のとおりとする。
 - 3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、次に掲げるところにより、これをしなければならない。
 - 一 次に掲げるいずれかに該当する場合 別記様式第六号の提出

イ 第一項第六号に掲げる事項を変更する場合（処理能力を変更する場合にあっては、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るものに限る。）

ロ 第一項第六号に掲げる事項のうち処理方式を変更する場合

ハ 第一項第七号に掲げる事項のうち位置を変更する場合

ニ 第一項第七号に掲げる事項のうち設備を変更する場合であって、次の表の上欄に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる設備を変更する場合

小規模産業廃棄物処理施設の区分	設備
一 汚泥の脱水施設	脱水機
二 汚泥の乾燥施設	乾燥設備
三 焼却施設	燃焼室
四 廃油の油水分離施設	油水分離施設
五 廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
六 産業廃棄物の破碎施設	破碎機
七 産業廃棄物の切断施設	切断施設
八 産業廃棄物の再生施設	再生に係る主たる機械設備
九 産業廃棄物の生物処理施設	有機肥料化施設 微生物処理設備
十 産業廃棄物の機械選別施設	機械選別施設
十一 一の項から十の項までに掲げる小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設	中間処理に係る主たる設備

ホ 第一項第七号に掲げる事項のうち構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるものを除く。）

ヘ 第一項第八号に掲げる事項を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものを除く。）

ト 第一項第十号に掲げる事項を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更するものに限る。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 別記様式第七号の提出

（小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出を要しない者）

第十二条の二 条例第二十一条第一項ただし書及び第二項ただし書の規則で定める者は、法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の環境大臣の認定（当該認定の変更の認定を含む。）を受けるため小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用する者とする。

（記録する事項）

第十三条 条例第二十二条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

二 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定を行った位置

ロ 当該測定の結果の得られた年月日

ハ 当該測定の結果

三 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定を行った位置

ロ 当該測定の結果の得られた年月日

ハ 当該測定の結果

四 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定を行った位置

ロ 当該測定の結果の得られた年月日

ハ 当該測定の結果

五 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した位置

ロ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した年月日

ハ 当該測定の結果の得られた年月日

ニ 当該測定の結果

六 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日

(記録の閲覧)

第十四条 条例第二十二條の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからハマまでに掲げる区分に応じ、当該イからハマまでに定める日までに備え置くこと。

イ 前条第一号に掲げる事項 翌月の末日

ロ 前条第二号から第五号までに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 前条第六号に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(産業廃棄物アセスメントを実施しなければならない大規模建設工事等)

第十五条 条例第二十七條第一項の建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるものは、床面積千平方メートル以上の建築物解体工事とする。

(産業廃棄物アセスメントの実施等)

第十六条 条例第二十七條第一項の規定による産業廃棄物アセスメントは、別記様式第九号に必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第二十七條第二項の規定による産業アセスメントの結果の届出は、別記様式第十号によらなければならない。

3 条例第二十七條第四項の規定による大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等の届出の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

(届出を要しない小規模廃棄物焼却施設)

第十七条 条例第二十八條第一項の規定による届出を要しない規則で定める施設は、一時間当たりの焼却能力が三十キログラム未満であり、かつ、火格子面積（火格子がない施設にあっては火床面積）が〇・五平方メートル未満の焼却施設とする。

(小規模廃棄物焼却施設の設置の届出)

第十八条 条例第二十八條第一項に規定する小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 設置しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業場の名称及び業種

三 設置しようとする場所

四 設置予定年月日及び使用開始予定年月日

五 種類

六 焼却する廃棄物の種類

七 焼却時間

八 管理者の氏名及び職名

九 製造者又は販売者に関する事項

2 条例第二十八条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

3 前項の届出は、届出に係る小規模廃棄物焼却施設を設置する日の三十日前までにするものとする。

(身分証明書)

第十九条 条例第二十九条第二項の証明書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十一年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成十四年五月二十九日規則第八十三号)

この規則は、平成十四年五月三十日から施行する。

附 則 (平成十五年十一月十四日規則第百二十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第十一条第三項の規定は、平成十六年一月三十一日以後に搬入予定期間の初日が到来するものに係る届出から適用し、同日前に当該期間の初日が到来するものに係る届出については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年十月三十日規則第八十三号)

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第十一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日規則第二十九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

別記

様式第1号 (第2条の3関係)

特定保管物保管届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の2の規定により、特定保管物の保管について、下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
保管場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所・電話番号	
保管場所の面積	m ²
保管する特定保管物の種類	
保管する特定保管物の利用目的	
保管開始予定年月日	年 月 日
保管終了予定年月日	年 月 日
保管する特定保管物の量の上限	m ³ ・ 本

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL・FAX	TEL FAX

添付書類

- 1 保管場所の付近の見取図
- 2 保管場所の平面図
- 3 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し

(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第1号の2 (第2条の4関係)

特定保管物保管 変更
廃止 届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の3の規定により、特定保管物の保管の(変更・廃止)について、下記のとおり届け出ます。

記

		変 更 前	変 更 後
変 更 す る 内 容	保管場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所		
	保管場所の面積	m ²	m ²
	保管開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
	保管終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
	保管する特定保管物の種類及び利用目的		
	保管する特定保管物の量の上限	m ³ ・ 本	m ³ ・ 本
変 更 す る 理 由			
変更・廃止 予定年月日		年 月 日	
特定保管物を保管する場所の所在地			
備 考			

注 変更の内容を明らかにした書類又はその写しを添付すること。

連 絡 先	担当者職名・氏名		
	TEL・FAX	TEL	FAX

(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第1号の3 (第2条の5関係)

60センチメートル以上	
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の4に基づく表示	
この場所は、特定保管物の保管場所である。	
60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	保管する特定保管物の種類
	保管者の氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名及び連絡先）
	保管者の住所

様式第1号の4（第2条の6関係）

特定保管物保管届出書（土地所有者等用）

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の5の規定により、特定保管物の保管について、下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
保管予定者又は特定保管物を保管している者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）	
保管場所の面積	㎡
保管される特定保管物の種類	
土地の使用に係る契約締結年月日又は保管されることを知った年月日	年 月 日
保管される特定保管物の量	本 ・ m ³

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL・FAX	TEL FAX

添付書類

- 1 保管場所の付近の見取図
- 2 保管場所の平面図

（用紙 日本工業規格A4縦型）

様式第1号の5（第8条関係）

産業廃棄物処理計画書作成（変更）届出書

（期間： 年度 ～ 年度）

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成（変更）しましたので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場の概要

事業場名	名称	
	所在地	
	業種名	
	主要生産品	
従業員（人）		

2 事業者の規模

資本金（百万円）	
全従業員（人）	
製造品出荷額（百万円）	

3 産業廃棄物管理責任者等の選任状況

産業廃棄物 管理責任者	氏名		
	職名		
産業廃棄物 処理責任者	氏名		
	職名		
特別管理産業廃 棄物管理責任者	氏名		
	職名		
連絡 先	担当者職名・氏名		
	TEL、FAX	TEL	FAX

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

産業廃棄物処理計画書は別添のとおり

様式第2号 (第8条関係)

産業廃棄物処理計画書実績報告書

(年度)

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、産業廃棄物処理計画書に係る実績を下記のとおり報告します。

記

事業場名	名称	
	所在地	
	業種名	
	主要生産品	
産業廃棄物管理責任者	氏名	
	職名	
計画書の届出状況		年 月 日届出済
前年度の実績		

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL、FAX	TEL FAX

(用紙 日本工業規格A4縦型)

備考 前年度の実績については、知事が別に定める様式によること。

様式第3号 (第8条関係)

産業廃棄物管理責任者選任届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を選任したので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業場の所在地		
事業場の名称		
新任者	職名	
	氏名	
	選任年月日	
前任者	職名	
	氏名	
新しく選任した理由		

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL、FAX	TEL FAX

(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第4号 (第11条関係)

県外産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

排出事業場	名称			
	業種			
	所在地			
搬入しようとする産業廃棄物	種類	品目(名称)性状	量	
			m ³ t/月	
搬入予定期間 (一年以内に限る。)	年 月 日～ 年 月 日			
現在の処理方法				
岐阜県内に搬入しようとする理由				
収集運搬業者	住所			
	氏名	(法人にあっては名称及び代表者名)		
	許可の年月日 及び許可番号			

小規模産業廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第21条第1項（又は第2項）の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設の種類	
小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	
小規模産業廃棄物処理施設の処理能力	$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$
*小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	
小規模産業廃棄物処理施設の位置	
小規模産業廃棄物処理施設の処理方式	
小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

*小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項			
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
その他小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			
中間処理後に生ずる産業廃棄物（汚泥、焼却灰等）の処分方法			
特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	1 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 2 処理工程図 3 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図		
備考			
1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

連絡先	担当者職名・氏名		
	TEL、FAX	TEL	FAX

(用紙 日本工業規格 A 4縦型)

様式第6号 (第12条関係)

小規模産業廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第21条第3項及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所		
小規模産業廃棄物処理施設の種類		
届 出 の 年 月 日		
変 更 の 内 容		
小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
小規模産業廃棄物処理施設の処理能力	変 更 前	変 更 後
	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
*小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
*小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		

変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	
添付書類 及び図面	1 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 2 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 3 処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図
<p>備考</p> <p>1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</p> <p>(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</p> <p>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</p> <p>2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする</p> <p>こと。</p>	

連絡先	担当者職名・氏名	
	T E L、F A X	TEL FAX

(用紙 日本工業規格 A 4縦型)

様式第7号 (第12条関係)

小規模産業廃棄物処理施設の軽微な変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第21条第3項及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第12条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設の種類	
届出の年月日	
* 変更の内容	
変更の理由	
添付書類 及び図面	<p>1 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書</p> <p>2 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</p>
備考	<p>1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする</p>

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL、FAX	TEL FAX

(用紙 日本工業規格 A 4縦型)

産業廃棄物アセスメント

1 工事の概要

工 事 名	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
発 注 者 名	
請 負 区 分	1 単独 2 共同企業体（ 、 、 ）
工 事 種 別	
概 要	

2 発生量の予測結果

建設廃棄物の種類		事前予測値 (t)
汚 泥 （現場脱水後の量）		（ ）
がれき類	コンクリート塊	
	アスファルト塊	
木 ぐ ず		
金 属 ぐ ず		
ガラスくず及び陶磁器くず		
廃プラスチック類		
紙 ぐ ず		
織 維 ぐ ず		
合 計		

3 最終処分量及び最終処分率の予測結果

建設廃棄物の種類		最終処分量 (t)	最終処分量 (%)
汚	泥		
がれき類	コンクリート塊		
	アスファルト塊		
木	くず		
金	属くず		
ガラスくず及び陶磁器くず			
廃プラスチック類			
紙	くず		
織	維くず		
合 計			

詳細は別紙「産業廃棄物処理計画」のとおり

4 発生抑制対策等

(用紙 日本工業規格A 4 縦型)

アセスメント評価届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第27条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場の概要

主たる営業所	名 称	
	所 在 地	

2 工事の概要

工 事 名	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
発 注 者 名	
請 負 区 分	1 単独 2 共同企業体 (、 、)
工 事 種 別	
概 要	

3 評価結果

連 絡 先	担当者職名・氏名	
	TEL、FAX	TEL FAX

(用紙 日本工業規格A4縦型)

備考 評価結果については、知事が別に定める様式によること。

様式第11号 (第16条関係)

小規模廃棄物焼却施設設置届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者
 住所
 氏名 印
 （法人にあっては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第28条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業場の名称及び業種	
小規模廃棄物焼却施設の設置の場所	
設置予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
小規模廃棄物焼却施設の種類	処理能力 (kg/時間) 火格子面積 (m ²) 火床面積 (m ²) 炉の形式 ①火格子焼却炉 ②床式焼却炉 ③ロータリーキルン ④ガス化炉 ⑤流動床炉 ⑥その他()
小規模廃棄物焼却施設において焼却する廃棄物の種類	
小規模廃棄物焼却施設の焼却時間	時間/日 時間/週
小規模廃棄物焼却施設の管理者の氏名及び職名	
焼却施設の製造者又は販売者	住 所 名 称 代 表 者 担 当 者 電 話 番 号

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL、FAX	TEL FAX

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

添付書類

- 1 小規模廃棄物焼却施設の付近の見取図
- 2 小規模廃棄物焼却施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする
平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 基準適合チェックリスト

様式第13号 (第19条関係)

(表面)

第 号	
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第29条第2項の規定による証明書	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
年 月 日交付	
岐阜県知事	印

(裏面)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例抜粋

(報告及び検査)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をしなければならない者をいう。）、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。